

7つの柱ごとの評価別施策一覧表

【資料2】

7つの柱	柱ごとの施策	良	可	不	-	計
(1) 交通弱者対策の充実		7	13	1	1	22
	①地域における見守りを通じた生活に密着した交通安全活動の	1	3			4
	②高齢者の事故発生状況に応じた交通安全教育・啓発の実施	3	1	1		5
	③地域の特徴に応じた子どもの交通安全教育の実施		2			2
	④障がいの程度に応じた交通安全教育の実施		1			1
	⑤通学通園路等における歩行空間の確保		3			3
	⑥「あんしん歩行エリア」の形成等による交通安全対策の推進		1			1
	⑦「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	3	2		1	6
(2) 自転車対策の推進		7	12	0	4	23
	①子どもの発達段階に応じた自転車マナー啓発活動の推進		2			2
	②自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進		5			5
	③自転車賠償責任保険の加入促進	2			1	3
	④自転車運転免許証等を発行する自転車交通安全教室の推進		1			1
	⑤自転車駐車場の改修及び整備	1	2		2	5
	⑥「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	3	2		1	6
	⑦夕暮れ時の早めのライト点灯・反射材の普及	1				1
(3) 道路交通環境の整備		12	4	0	10	26
	①生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	3	1		1	5
	②通学通園路などの歩行空間の整備の推進		1			1
	③交通安全施設等の整備事業の推進	3	1		1	5
	④電線類の地中化の推進	3			2	5
	⑤安全で快適な自転車利用環境の整備				3	3
	⑥違法駐車対策の推進		1		1	2
	⑦災害に備えた道路交通環境の整備	3			2	5
(4) 交通安全思想の普及徹底		3	18	1	0	22
	①参加・体験・実践型の交通安全教育、普及啓発活動の推進		2			2
	②高齢者に対する交通安全教育の推進		2	1		3
	③自転車の安全利用の推進		5			5
	④後部座席などにおけるシートベルト着用の推進	1				1
	⑤反射材用品等の普及促進		3			3
	⑥飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	2				2
	⑦交通の安全に関する民間団体などの主体的活動の推進		2			2
⑧市民の参画・協働の推進		4			4	
(5) 道路交通秩序の維持		0	3	0	2	5
	①悪質性・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの		1			1
	②自転車利用者に対する指導取締りの推進		2			2
				2	2	
(6) 救助・救急活動の充実		4	2	0	0	6
	①自動体外式除細動器AEDの使用も含めた心配蘇生などの応急手当の普及啓発活動の推進		2			2
	②救急医療体制の整備	3				3
	③県消防防災ヘリコプター活用による救助・救急業務の推進	1				1
(7) 損害賠償の適正化をはじめとした被害者支援の推進	①自転車賠償責任保険の加入促進	2				2
総計		35	52	2	17	106